

懸賞付定期預金規定

1. (懸賞抽せん権)

- (1) この預金は1口につき1本の懸賞抽せん権をつけます。
その抽せん番号は証書表面記載のとおりとします。
- (2) 原則として懸賞抽せん権の抽せん番号は、初回預入期間の1回に限り有効とし、自動継続後のこの預金に抽せん権はありません。ただし、商品の種類により、自動継続後の預金にも新たな抽せん番号を付与する場合があります。

2. (懸賞)

- (1) 証書表面記載の番号が当せんしたときは、別紙記載の賞に応じた当せんの権利が発生します。
- (2) この預金は満期日の前には解約できません。当金庫がやむをえないものと認めて解約する場合には、懸賞抽せん権は失効します。また、抽せん日の翌営業日以降に解約する場合は、証書表面記載の抽せん番号が当せんしている場合でも、当せんの権利は失効します。

3. (抽せん日)

証書表面記載の抽せん日は、諸般の事情により変更となることがあります。

4. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金、証書、懸賞抽せん権は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。
- (3) 当せんの権利を執行する前に、この預金について譲渡、質入れ、差押え等があった場合には、その効力は懸賞抽せん権または当せんの権利にもおよぶものとして取扱います。

5. (規定の追加)

この預金はこの規定および定期預金共通規定のほか、自由金利型定期預金(M型)規定または自動継続自由金利定期預金(M型)規定により取扱います。

以 上